

今後の施策の方向（環境）

- 現行基本法制定後 20 年間の情勢変化と、今後 20 年を見据えた、今後の環境に関する施策の方向を整理。

情勢の変化、課題、展開方向（イメージ）	部会での議論など
1 現行基本法の多面的機能及び環境に関する政策の基本的考え方 旧農業基本法では、農業の有する機能を農産物の供給という面でのみ捉えられていた。 農産物の貿易自由化の流れの中、WTO 交渉の場において、農産物の輸入国を中心に、農業生産が行われることの価値として、食料供給以外の外部経済効果である多面的機能が主張されてきた。1992 年の OECD 農業大臣会合や地球サミットにおいて、農業の多面的機能という言葉が使用され、1998 年の OECD 農業大臣コミュニケにおいて、農業の多面的機能が「農業活動が食料や繊維の供給という基本的機能を超えて、景観を形成し、国土保全や再生可能な天然資源の持続的管理、生物多様性の保全といった環境便益を提供し、多くの農村地域の社会経済的な存続に貢献し得ることが認識」として初めて公式に表明された。 これら WTO や OECD における議論を反映し、現行基本法では、農業・農村の役割を国民の視点から位置づけ直し、食料供給以外の国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの外部経済効果を「多面的機能」と定義し、農業の持続的な発展及び農村の振興を通じて多面的機能が発揮されることの重要性を基本理念の 1 つとして位置づけた。 現行基本法においては、多面的機能の発揮に関する施策という章立て、節立てはされていないが、食料・農業・農村の各施策の中で、多面的機能の発揮や環境への配慮に関連する施策が位置づけられている。	・ <u>農業の有する機能については、農業基本法制定当時、主として農産物供給という面で捉えられていたが、その後の我が国経済社会の変化の中で、国土・環境保全機能、景観保全機能、教育的機能、アメニティの創出、地域社会維持等の社会的機能、歴史文化保存機能といった多面的な機能が外部経済効果として認識されるようになった。</u> （農業基本法に関する研究会報告 3 新たな基本法の制定に向けた検討に当たって考慮すべき視点 (7) 農業の有する多面的機能の位置付け） ・ <u>多面的機能は、直接的に市場経済の対象となるものではないが、都市住民を含む多くの国民の生命・財産と安定した生活を守る公益的な役割を果たしていることから、これを適正に評価し、国民の理解を深めるとともに、その機能の発揮が十分になされるよう、国民の支援と参加を得つつ食料・農業・農村政策の各施策を実施することが必要である。</u> （食料・農業・農村基本法問題調査会答申（以下「調査会答申」という。） 第 2 部 具体的政策の方向 3 農業・農村の有する多面的機能の十分な発揮 (1) 農業・農村の有する多面的機能の重視）

2 現行基本法における主要政策 (1) 食品産業の環境負荷低減・資源の有効利用の確保 食品産業と環境負荷低減等との関係では、第 17 条で、製造・加工、流通、外食それぞれの過程において、生ごみ等の有機性廃棄物の排出抑制、有機性廃棄物や容器包装のリサイクルなど事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保への配慮が掲げられた。	・ <u>資源の有効利用と環境への負荷の低減を図る観点から、包装容器等の廃棄物の循環利用を促進すべきである。</u> (調査会答申 第 2 部 具体的政策の方向 1 総合食料安全保障政策の確立 (8) 食品産業の健全な発展) ・ <u>製造・加工、流通、外食それぞれの過程において、生ごみ等の有機性廃棄物の排出の抑制など食品産業の事業活動による環境負荷への低減と、リサイクルの推進による資源の有効利用に配慮していく必要があることから、留意事項として規定。</u> (【逐条解説】食料・農業・農村基本法解説 食品産業の健全な発展 (第 17 条関係))
(2) 農業の自然循環機能 農業の持続的な発展を基本理念として掲げた第 4 条では、効率的な望ましい農業構造の確立と併せて、自然循環機能の維持増進を図ることとされており、これによって、農業生産を通じ、多面的機能を十全に発揮させることを目指している。 自然循環機能の維持増進に係る施策として、第 32 条で農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進等が掲げられている。	・ <u>農業は、生物が太陽エネルギーや水・空気等の無機物を取り込んで、自らを再生産する自然の循環過程の中で存在するものであり、更にその再生産過程を促進する特質を持っている。その生産の過程で、農業生産活動は土・水・緑といった自然環境を構成する資源を形成・保全すると同時に、こうした資源を持続的に循環利用することを可能にしている。</u> ・ 今後、国内の資源を有効に活用し、持続的な循環に基づく社会を形成していくためには、<u>農業が内在的に有しているこのような自然循環機能を十分に発揮させていくことが求められている。</u> (調査会答申 第 1 部 食料・農業・農村政策の基本的考え方 3 食料・農業・農村に対する国民の期待 (4) 農業の自然循環機能の発揮) ・ <u>家畜糞尿や食品残さ等の有機性廃棄物は、資源として再利用できると同時に、その利用により農業の自然循環機能を高めることができる。こうした有機物の資源化と循環利用は、持続的な社会を作り上げる際に大きな役割を果たすものと期待されるため、その促進を図る必要がある。</u> (調査会答申 第 2 部 具体的政策の方向 2 我が国農業の発展可能性の追求 (4) 農業の自然循環機能の発揮)

(3) 中山間地域等における多面的機能の確保 中山間地域等では、平地に比べ農業生産条件が不利であるため、農業生産活動が継続して行われなくなった場合には、多面的機能が損なわれるおそれがあることから、第 35 条において、そのような地域で農業生産活動が継続的に行われることを通じ多面的機能の確保を図る施策を行うこととされた。 その具体的な施策として、2000 年度に平地地域と中山間地域等との農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払が制度化された。	- 中山間地域等においては、耕作放棄地の増加等農業生産活動が適正に行われず停滞することを放置する場合、洪水・土砂崩れといった自然災害が発生しやすい状況が生じることとなる。このような<u>多面的機能の低下の影響は、周辺の農地・集落にとどまらず、下流域の都市住民を含む国民全体に及ぶことが懸念される。</u> - このような事態に対処し、中山間地域等での国民の必要とする、多様な食料の生産と国土・環境保全等の多面的機能の低減の防止に資するよう、担い手農家等が継続的に適切な農業生産活動等を行うことに対して<u>直接支払を行う政策については、真に政策支援が必要な主体に焦点を当てた運用がなされ、施策の透明性が確保されるならば、その点でメリットがあり、新たな公的支援策として有効な手法の一つである。</u> (調査会答申 第 2 部 具体的政策の方向 3 農業・農村の有する多面的機能の十分な発揮 (3) 中山間地域等への公的支援)
3 現行基本法制定後 20 年間の情勢変化と今後 20 年を見据えた課題 基本法制定後 20 年間に、環境保全や持続可能性をめぐる国際的な議論は大きく進展し、農業や食品産業と持続可能性との考え方も大きく変化している。 (1) 農業が有する環境・持続可能性へのマイナスの影響への関心の高まり 多面的機能は、1990 年代に OECD や WTO など議論された概念だが、その後、2000 年代に行われた国連のミレニアム生態系評価などにおいて「生態系サービス」の概念が議論され、今日では国際的に主流となっている。多面的機能と生態系サービスの違いを農業との関係に着目すると以下のとおりである。 ① 食料供給の機能や、多面的機能に位置づけられる水源かん養、生態系保全などの機能について、自然資本の持つ能力から利益を享受しているもの（このような各種便益を「生態系サービス」という。）と整理。	○ 1990 年代に農業の意義として、食料供給以外の外部経済効果に着目した「多面的機能」論が普及。その後、持続可能性に関する議論が進む中で、農業も生態系の一部であり、生態系の有する各種サービス間には一部トレードオフ関係があるとする「生態系サービス」論が主流となってきている。(第 7 回事務局資料 P8～11) ○ 農業生産をすることで良いこともあるが、負荷をかけてきた事実もある。「持続可能性」という言葉を使うときには、以前より良いことをしていかなければ生物多様性は失われてしまうので、SDGs ウェディングケーキモデルのように、自然資本と社会資本と経済活動の両立が重要。(第 7 回三好氏説明)

② 生態系サービスには、食料などを含む「供給サービス」、地力の維持などの「調整サービス」、自然景観の保全などの「文化的サービス」など多岐にわたるが、それぞれのサービスは相互に影響を及ぼしうる（例えば、農業によって水資源が枯渇する、または土壌が劣化するなど、農業が環境にマイナスの影響を与える。） このような生態系サービスの考え方の下では、食料供給がその他の生態系サービスに与える悪影響を最小化していくことが重要になる。 このため、農業生産活動において、環境等への負荷を最小限にする取組が求められるようになり、このような持続可能な農業を主流化する政策が各国で導入されており、我が国においても 2022 年にみどりの食料システム法が制定され、農業の環境負荷低減の方向が打ち出されている。  我が国においても、食料供給を生態系サービスの一つと位置づけるという国際的な議論を踏まえ、農業が環境や持続可能性に対してマイナスの影響を与える側面もあるという前提に立ち、農業によって発生する温室効果ガスの排出削減、生物多様性の喪失の防止など、環境等への負荷を低減するための取組についても基本的施策に位置づけ、より環境に配慮した持続可能な農業を主流化する必要がある。 また、このような農業・農村による環境負荷低減の取組の多くは、食料生産活動に伴うものであるが、バイオマスエネルギー作物の生産、農村における再生可能エネルギー発電など、食料供給を目的としない取組もあることに留意する必要がある。	○ サステナビリティを政策の根本に置くのが世界の潮流なので、今回の基本法検証のあらゆる面において考慮されるべきであり、気候変動や生物多様性についても、検証のすべてのベースとして議論すべき内容。（第 7 回吉高委員） ○ SDGs 等の世界的な議論に呼応し、EU の「ファーム to フォーク（農場から食卓まで）戦略」など、世界各国において持続可能性を意識した食料・農業施策が進展。（第 7 回事務局資料 P12～15） ○ みどりの食料システム戦略が定められた今、我々農業者はこの内容を熟知し、可能な限り生産活動を変えていかないと、生産そのものができなくなるという危機感を抱いている。（第 7 回齋藤委員） ○ 消費者の理解を得るためには、多面的機能といったプラスの面だけでなく、農業が環境に負荷を与えている面があることへの理解が切り離せない。農業が環境に良いという面だけが消費者には示されているが、負の面があることも正面切って示す必要があるのではないかと。（第 7 回二村委員） ○ 持続可能な農業の確立はまさに基本法のテーマ。農地だけでなくその上流部の森林や、周辺の宅地を含む農村等、広い領域を考慮する必要がある。その上で過疎問題を含めて考えていく必要。（第 7 回高槻委員） ○ 環境対策に関して、90 年代は地域、国によって違いがあるので、それぞれ独自の対策をとるという基本的なスタンスがあったが、地球温暖化という人類共通の課題を受けて、今は国際標準的な地球レベルでの対応が求められるという考え方に移ってきている。そういった国際的な流れを踏まえながら、国内の食料・農業・農村政策のあり方を検討すべき。（第 7 回中嶋委員）
(2) 社会・経済面における農業の持続可能性の追求 2015 年に採択された SDGs（持続可能な開発目標）においては、陸上・海洋資源や水資源、気候変動などの自然環境に係る課題だけでなく、貧困、ジェンダーなどの社会的課題や、成長・雇用、生産・消費などの経済的課題においても持続可能性を追求することが要求されている。	○ 2010 年頃から欧州でパームのプランテーションによる森林破壊や児童労働、人権侵害等への批判が高まり、海外事業を多く展開する当社として、不買運動や輸入禁止につながるリスクを考慮し、人権や環境に配慮した持続可能な取組方針や目標を定めたサプライヤー規範を 2015 年に策定し、対応を推進。（第 7 回信達氏説明）

例えば、SDGs の考え方によれば、環境への負荷を最小限にする農業生産活動だけでなく、農業生産活動における奴隷的な労働雇用の禁止など社会的・経済的な側面においても持続的な活動を行うことが求められている。  このため、我が国農業においては、化学農薬・肥料の使用低減、ゼロカーボン、30by30 等の自然環境に関わる課題に加え、人権やアニマルウェルフェアへの配慮等の社会的・経済的課題にも対応した持続可能な農業を主流化していく必要がある。	○ 欧米諸国を中心に、企業に対し、非財務情報開示や人権デュー・ディリジェンスを義務付ける法制度の制定が進んでいる。（第 7 回事務局資料 P30） ○ アニマルウェルフェアは SDGs の目標 12「持続可能な生産と消費」や企業のデュー・ディリジェンスとの関連で重要であるとされている。（第 7 回事務局資料 P32）
(3) 食品産業における持続可能性の追求 食品産業においても、食品ロス削減や人権に配慮した原材料調達など、持続可能性に関する議論が国際的に進展している。 SDGs では、ターゲットの 1 つとして、「小売・消費レベルにおける食料の廃棄を半減」が設定されており、食品ロス削減の重要性が謳われている。また、2011 年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が我が国を含む全会一致で支持され、各国で企業活動における人権尊重の指針として用いられているなど、人権配慮の取組が進んでいる。さらに、原材料調達にあたっては、持続可能な国際認証等が欧米の食品企業を中心に拡大しており、フードチェーン全体で生産現場の環境・人権に配慮した取組が進んでいる。 このように、環境及び人権に配慮して生産された原材料を調達する等、農業生産現場のみならず、より広い範囲で持続的な活動を行うことが求められている。  食品産業の持続可能性の観点から、食品ロスを削減するための食品製造の高度化及び商慣習の見直し、環境や人権等に配慮した持続的に生産された原材料の使用、持続的に生産された食品に対する小売等の	○ 国際的に企業への人権尊重を求める声が高まる中、2011 年、国連人権理事会において、「ビジネスと人権に関する指導原則」が、我が国を含む全会一致で支持され、企業活動における人権尊重の指針として用いられている。（第 7 回事務局資料 P30） ○ 世界的な SDGs の取組が加速し、輸入原材料に係る持続可能な国際認証等が欧米の食品企業を中心に拡大。世界的に、食品企業が原材料調達に当たって、生産現場の環境・人権に配慮した取組が必要とされている。（第 7 回事務局資料 P31） ○ 持続可能性は、食料政策の枠組みで取り組むべき課題。現在の政策では、環境負荷の削減対策が農業生産段階に偏る状態にあり、食に関わるトータルな範囲での持続可能性の維持は不可能。食品製造業や流通業、小売業の活動自体での対策が必要。（第 7 回清原委員） ○ 直近訪問したカナダでも、健康志向で有機を含む納豆の品数は増えており、有機による差別化の動きが出てきている。（第 5 回香坂委員）

事業者や消費者の理解醸成など、フードチェーン全体で持続可能な産業に転換する必要がある。	
(4) 持続可能性に係る消費者の意識と行動 国際的に SDGs 等の持続可能性について関心が高まっている中で、諸外国と比較して日本においては、消費者の持続可能性に対する意識や行動が低調であるという民間の調査結果がある。この調査結果によれば、特に、日常生活の中で環境や社会に配慮して作られた商品（フェアトレード、再エネ使用、環境に優しい原材料など）を購入すると回答した消費者の割合は日本では7%であり、米国、英国、中国の20~30%と比較して低いポイントとなっている。 一方で、SDGs、サステナビリティ、エシカル消費、ESG といった言葉の認知度・理解度は2019年から2022年の3年間で4~5倍と高まってきていることから、消費者意識の更なる理解醸成とそれに伴う行動変容が求められる。  食料システムの持続可能性を確保することが重要であることを踏まえ、食料システムの各段階における環境負荷低減等の取組の重要性及びこのような取組にはコストがかかることについて消費者の理解を深め、環境や持続可能性に配慮した消費行動への変化が求められる。	○ 諸外国と比較して日本においては、「サステナブルな商品の購入経験」、「環境・社会課題に対する問題意識と行動実践に対する理解」、「商品購入時の環境・社会への配慮」に対する消費者の意識が低調。日常生活の中で環境や社会に配慮して作られた商品（フェアトレード、再エネの使用、環境に優しい原材料など）を購入すると回答した割合は7%。SDGs、サステナビリティ、エシカル消費、ESG といった言葉の認知度・理解度は過去3年間で4~5倍と高まってきていることから、消費者意識の更なる理解醸成とそれに伴う行動変容が求められる。（第7回事務局資料 P34） ○ 持続可能性にかかるコストが価値あるものということを消費者に理解してもらう活動をすべき。（第7回寺川委員） ○ 日本の消費者の意識の低さに愕然とした。現行基本法に消費者の役割を書き加えたのにもかかわらず、こうなったことを考える必要。（第7回合瀬委員） ○ ヴィーガンなど食料に関して高い感度があるZ世代、SDGs ネイティブと言われる小中高生やサステナビリティに感度の高い大学生らとも一緒になって考えることも重要。（第3回吉高委員） ○ 環境関連では、TNFD が動き出している。こういった情報の開示に対応できなければ、国際的食料の確保は難しくなってくる。このような枠組みのように価値の見える化は重要であり、食料システムにおいては価値の見える化がされていないのではないか。（第3回吉高委員）

4 環境に関する施策の見直しの方向

以上のような情勢の変化や課題を踏まえ、

- ① 食料供給によって、農業生産現場で発揮されている、環境や生態系の保全、自然景観の保全などのサービス（機能）が損なわれないよう、環境負荷低減を行う農業を主流化することによって、食料供給とその他の生態系サービスとの調和を図り、これらのサービスを効率的に最大限に発揮すること、
- ② みどりの食料システム法に基づいた取組を基本としつつ、農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産、加工、流通、販売のフードチェーン全体で環境と調和のとれた食料システムの確立を進めること

を見直しの方向として打ち出すとともに、以下のような基本的施策を追加または現行基本法に規定されている環境に関する施策の見直しを行うべきではないか。

○ 「食料安全保障」と「持続可能な農業（みどり戦略等）」は、一般的には相反するように捉えられがち。新たな基本法では、全体を通して、環境負荷を軽減した農業生産においても生産性をおろそかにするものではないという点、また、生産性をより高めるための技術の確立や技術向上（スマート農業等の活用等）も同時に推進するものである点も強調し、誤解なきような書きぶりにしてほしい。（第10回上岡委員）

○ 今般、基本法を改正するにあたり、現行基本法で十分に考慮されてない環境の変化としては、人口減少及びカーボンニュートラルが主な点だと思う。（第10回大橋委員）

- - - - -
○ （みどり戦略のように）一つの政策が他の分野と有機的に関連しているものについては、分野ごとにぶら下げるのではなく、基本法の冒頭部分などで謳う方が、国民にメッセージが伝わりやすいのではないか。（第7回三輪委員）

○ 「政策手法のグリーン化」の観点では、環境直接支払の中で、昨年からは始まった、団体活動の推進のための勉強会を行う取組は、生産者同士の交流が生まれ、地域性を持った有機農業の推進普及がなされるのではないかとこの点で成功事例だと感じた。（第7回井上委員）

○ 現行基本法制定後の20年間で、多面的機能がどのような役割を果たしてきたのか、定量的・定性的の両面から検証・評価し、その上で、新しい概念である生態系サービスについて、基本法における位置づけを検討すべき。（第7回柚木委員）

○ 食料安保を考えつつ生態系サービスを考えるということで、トータルで考えるべきであり、プラス面・マイナス面を評価して、年次ごとにプラス面が増える施策などが必要。（第7回寺川委員）

○ みどり戦略では、肥料の使用を抑えるという点で、どのように相乗効果を出していくかがポイント。国際的には、気候変動（脱炭素）に加え、水、生物多様性とのバランスも重要。（第1回香坂委員）

(1) 持続可能な農業の主流化

農業の持続的な発展に関する施策において、

- ① 全ての施策を通じ、環境負荷低減等に取り組むべきことから、各種支援の実施に当たっては、そのことが環境負荷低減の阻害要因にならないことを前提としていくこと
- ② 有機農業の大幅な拡大、水田農業や畜産業におけるメタンや一酸化二窒素、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に配慮した農業の推進
- ③ 有機農産物の輸出の促進も視野に、地域全体で有機農業などに取り組む産地の形成

など今日的観点からの持続可能な農業のための施策の推進を行うとともに、それを実現可能とするための品種や機械などの技術開発、バイオマスやたい肥等の国内未利用資源の有効活用等の施策を講ずる。

加えて、我が国と気象条件や農業構造が類似するアジアモンスーン地域における強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に向けて貢献する。さらに、社会的・経済的な観点から、人権やアニマルウェルフェアへの配慮等に適切に対応していく。

○ 農業の多面的機能は、収入源になると考えている。例えば、田畑で二酸化炭素の回収や貯留ができれば、製造業などがカーボンクレジットを発行して取引を行えば収入源として見込めるし、消費者への理解醸成として農業体験を行うことによっても現金化することができる。モノを売って作るだけでなく、農業という行為に対して、いかに再生産可能となるベースとなるような収入の選択肢を持っておくかということも必要。(第10回井上委員)

○ 環境配慮や知財によるルールメイキングをうまく使いながら、アジアモンスーン地域のモデルになるような制度設計をしていくと、なかなか明るい未来といえる印象がない中でも、若い世代も惹き付けられるような要素になっていくのではないかと。(第10回香坂委員)

○ みどり戦略の中でも有機農業を増やしていくこととしているが、その価値を消費者に伝えた上で、どれだけ支えてもらえるか。全てを消費者に支えてもらえるわけではないため、外部経済の部分是谁がどう支えるか。例えば話のあったカーボンの観点で、他省庁の制度も活用してマネタイズして農業収入に加えることもできる。離島対策なども含め、直接的な農産物の価値に繋がらないが、将来的なリスクヘッジとして必要なお金を誰が払っていくのかということを考える必要。大橋委員御指摘のエネルギー安全保障の観点では、国策として考えるべきと考える。(第10回三輪委員)

○ 人権デュー・ディリジェンスは、輸入において苦勞されている話があったが、国内においても、農業は、技能実習生の人権配慮にも留意する必要。(第7回真砂委員)

○ 持続可能な農業を普遍化していくためには、みどり法に基づく地域毎の基本計画の実践を通じて、現場への浸透を強力に進める必要。同時に、持続可能な農業への転換に要するコストに係る農業者の負担については政策的な支援が必要。カーボンクレジットが農業分野でどう活用できるかも検討が必要。(第7回柚木委員)

○ 環境負荷を低減する取組にかかるコストを、意識の高い一部の消費者が負担するだけでは量的に足りない。社会全体でコストを負担する仕組み

	みを考えた方が良いのではないか。(第7回二村委員) ○ 環境への配慮が農業や社会的に真に必要な特性であれば、幅広い生産者が一般的に環境に配慮した農産物の生産に取り組める支援や施策を検討すべき。(第7回清原委員) ○ よりスムーズに環境保全型農業へ移行するための技術開発の促進には、補助金と税制をうまく組み合わせた形で、理想像と現実のギャップを埋めていく仕組みが必要。(第7回三輪委員) ○ 持続可能な農業に今後必要なことは、個々の積極的かつ主体的な取組を促す活動。その意味において、持続可能な農業を求める対象を若手や法人に絞る必要性を感じる。(第7回山浦委員) ○ 有機農業の取組面積を全体の25%に引き上げるには、農家の手取り確保が必要。重要なのは、農業者の所得向上対策。(第7回茂原委員) ○ 輸出向け品目については、輸出先によって有機であることが求められる場合がある。戦略的に有機栽培を拡大することも可能ではないか。(第7回上岡委員) ○ 農業の外部効果がマイナスを取りうる点は、今後検証していくことが必要。生物多様性枠組条約の締約国会議での農薬等を含む化学的リスクを半減させていくというターゲットや、有害なものを減らし有益なものを増進させるための補助金等のインセンティブをどうデザインしていくのかという点について、今後国内外で議論していく必要があると思う。(第7回香坂委員) ○ 資源の有効活用は是非進めるべき。たい肥を作ることに対する支援ではなく、たい肥を使った農産物を生産して販売する取組への支援があるとよい。(第1回井上委員)
(2) 食料供給以外での持続可能性 温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全など、地球的な環境課題に対応するため、食料供給との調和に配慮しつつ、 ① 集落機能が失われ、地域での話し合いの結果、農業利用が困難と判断された農地の林地化	○ カーボンニュートラルについて考えると、本来の食料安定供給に加えて、耕作放棄地が拡大する中で、食料安定供給を支えるバッファーとしても、我が国のエネルギー原材料の供給元としての農業を、政策の大きな柱にするべき。例えば、SAF(持続可能な航空燃料)の国内供給が喫緊の課題となっており、これは農水省が大きな貢献を果たしうる分野。基本法の

② 農作物残渣や資源作物などの国産バイオマス原料に関する需要サイドとの連携や研究開発といった取組などを推進する。また、これらの資源を活用した活動を支えるため、農村部での再生可能エネルギーによる発電・熱利用を推進する。	中にエネルギーを位置づけられる形を考えることが、担い手不足、耕作放棄地が拡大する中で、様々な問題を解決する一つの方法ではないか。(第10回大橋委員) ○ 大橋委員御発言の SAF については、食料とバッティングしないような生産という視点も重要。例えば国境離島で作られたサトウキビによる SAF の場合、エネルギー安全保障、地域振興、離島部の国土の安全保障など、様々な意味合いがあるが、農水省としてその生産をどう位置づけていくかについては、現行基本法では書ききれていないのではないかと。例えば、エネルギーとしてのサトウキビを使った際の支援について、清原委員御指摘の「公私」を分ける部分かと思うが、農業者がボランティアでエネルギー用のものを赤字で生産することは当然無理なので、その政策によってどんな効果があるかを明示した上で、農業者の生産をしっかりサポートすべき。(第10回三輪委員) ○ 大橋委員から御指摘のあった SAF の原料生産、香坂委員から御指摘のあったチップの収穫もまさに農業だと思うので、農地を保全する意味も含め、燃料の生産も良いと思った。(第10回齋藤委員) ○ SAF のようなエネルギー作物を作ることについての食料安全保障上の位置づけについて、この根本はいかにその土地の利用度を高めていき、それが最終的には食料安全保障に繋がっていくということ。井上委員から、カーボンクレジット等の制度を利用した土地利用の在り方について言及があった。これは食料自給力に繋がることにもなるから、今後議論を深めていきたい。(第10回中嶋委員) ○ 大橋委員からは、特に耕作放棄地の利用に関しての具体的な施策として、エネルギー作物の振興を図るべきと御意見いただいた。これは、今の基本法の枠組みの中から抜けており、重要な御意見。私も、(エネルギー作物も) 重要な生産活動であるという位置づけを明確にすべきと考えている。(第10回中嶋委員)
(3) 持続可能な食品産業 食品産業についても、持続可能な食料供給の重要なプレイヤーであ	○ (みどり戦略、SDGs については、) 食品を生産現場から消費者まで届ける際には、多種多様な主体が関わっているが、商慣習の見直しなどを進め

り、食料システム全体で政策のグリーン化を進めるという観点から必要な施策を位置づける。 具体的には、有機農産物の分別管理や履歴管理などの加工流通段階での取組、環境や人権に配慮した原材料の調達、食品産業における温室効果ガスの排出削減とともに、2020年3月に閣議決定された2030年度までの食品ロス量半減目標を着実に達成させるため、製造段階での製造の効率化、賞味期限延長のための技術開発、物流における納品期限（3分の1ルール、短いリードタイム）等の商慣習の見直しなどの施策を講ずる。	るには、食品製造や食品流通など各ステークホルダーが問題意識を共有して連携して対応していくことが必要。（第7回堀切委員） ○ 有機農業について生産コスト以上に流通コストがかかるという話があったが、区分をして管理をしなければいけないことから生じている面もある。サプライチェーン全体の流れの中で、業種や業界や規制において、行政間の壁を超えて新しい合理的な仕組みをつくれるかが問題になってくるのではないか。（第7回二村委員）
(4) 消費者の環境や持続可能性の理解醸成 将来にわたり持続可能なフードチェーンを維持していくためには、そのために消費者が取り組むことができる行動や、持続可能性に配慮した食料生産はコストがかかることを、事業者が正しく消費者に伝達することを通じ、消費者に伝え、理解を醸成していくことが必要である。 このような消費者の理解や行動変容を促進するため、食育の推進において、環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けた取組を充実させるとともに、持続可能性の確保に向けた生産者の努力と工夫について、ラベルを含めた「見える化」等の取組を推進するなど、消費者への適切な情報提供のための施策を講ずる。	○ 消費者自身の活動については、サステナブルなものとか、分かりやすい言葉で規定をしていった方がいいと思う。（第10回寺川委員） ○ 食料の安定供給、すなわち、持続可能な農業生産のためには、消費者が適切な価格を理解し購入することが重要。今後、環境に配慮した農業生産を推進していくためにも、環境保全型農業の意義や農業・農村の多面的機能等について消費者の理解なしにはあらゆる意味での持続可能な農業の維持・発展はなし得ないと思料。現行の基本法の第12条「消費者の役割」は、より強調した形で記載されることを期待。（第10回上岡委員） ○ 消費者の役割・理解に関しては、委員の強い関心を得た。これは今後の環境保全型の農業を進めていく上で、消費者の理解がなければ進めない、これは新たな時代における、重要な要素であると思う。（第10回中嶋委員） - - - - - ○ 環境負荷軽減の認証制度やそのラベルを作っても、消費者に認識されなかったり評価されなければ意味がない。生産者の努力や付加価値に対する適正な評価が持続可能な農業に不可欠。（第7回中家委員） ○ 改めて多面的機能の大きさを情報発信すべきではないか。（第7回中家委員） ○ 農業の持続可能性の「見える化」について、消費者理解が重要。温室効果ガスの削減の取組に対するポイント還元など、消費者と生産者・販売者

	が win-win の関係になる仕組みがあるとよいが、根本的には国民の理解が重要。国民理解の長期的な対策として、学校教育や、学校給食等と連動した食・農・環境教育の徹底が必要。(第7回上岡委員) ○ 持続可能な農業の重要性を消費者に理解してもらうような広報戦略が必要。特に、学校給食や食育と連動させた取組が重要。(第7回茂原委員) ○ 将来にわたり持続可能なフードサプライチェーンを維持していくためには食品産業も努力していくが、持続可能な食料システム実現にはコストがかかることを消費者に伝え、理解を醸成していく必要。そのためには環境教育や食育等を進めていく必要がある。(第7回堀切委員) ○ GHG 削減の効果を表示する実証等の取組は非常に重要。単なる実証ではなく国の制度や業界のルール等、オーソライズされた仕組みにすることで、消費者の方々を広く巻き込んでいくことができればよい。(第7回三輪委員) ○ 今取り組むべきこととして、①環境教育を行い、意識と行動を変えること、②カーボンニュートラルに向けて生産者への正しい情報提供の強化と、生産者の取組へのサポートを拡充すること、③消費者を中心に小売や流通を含めたサステナブルな消費や活動に対する明確なメリット（ポイント還元や消費税の軽減など）を作ること。(第7回山浦委員) ○ 日本で有機農業が進まない理由として挙げられた、多くの消費者にとって持続可能性が関係ない事項になっているということを如何に変えていくかが重要。広報や教育現場での取組を増やすことで改善につながるのではないか。(第7回井上委員) ○ 将来の食料消費者であり、SDGs ネイティブである若い世代に、農村の現状や課題を正しく知ってもらうことが、農業の活性化や価格転嫁等の課題解決に導く重要な鍵となる。(第8回吉高委員)
--	---